

第2四半期分

大阪港湾局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約を除く)

| No. | 案件名称 | 物品種目 | 契約の相手方 | 契約金額 (税込) | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由 (随意契約理由番号) | WTO |
|-----|-----------------------|-------|--------------|--------------|--------|-----------------------|---------------------------------------|-----|
| 1 | 海務課(防災保安)軽貨物自動車長期継続借入 | 自動車賃貸 | 大阪トヨタ自動車株式会社 | ¥1,161,600 | R5.7.4 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G7 | - |

随意契約理由書

次のとおり随意契約を依頼します。

1 案件名称

海務課（防災保安）軽貨物自動車長期継続借入（再リース）

2 契約の相手方

大阪トヨタ商事株式会社

3 随意契約理由

本借入は、防災保安担当業務において職員及び資機材を輸送するための軽自動車1台の借入を行うもので業務遂行上、必要不可欠なものである。

今回、令和5年7月31日に契約期限を迎える借入車両は適切なメンテナンスが行われており故障等の不具合もなく、継続使用に支障のない良好な状態である。

したがって、上記受注者と再リース契約（令和5年8月1日～令和9年7月31日）を行えば、別業者と新たにリース契約を結ぶより、大幅な経費削減が図ることができる。

以上の理由により本借入について、上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局計画整備部 海務課（防災保安）